

公益財団法人遺伝学普及会
寄付金取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人遺伝学普及会（以下「この法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄付金
2. この規定における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
3. 定款第38条の所属研究団体等に納入された会費は一般寄付金とする。
4. この法人は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の使途)

第3条 一般寄付金は、その2分の1以上を定款第4条の公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができるものとする。但し、管理費に使用すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは、公益目的事業に使用することを可とする。

2. 前項については、寄付者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
3. 特定寄付金は、全額を寄付者の特定した使途に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2. 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第5条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不適当と認められるとき。
- (2) 第2条第1項第2号の特定寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(情報公開)

- 第6条 この法人が受領する寄付金については、公益社法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。
2. 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(補則)

- 第7条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

- 第8条 この規定の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

(平成26年 4月 1日制定)

(平成28年12月17日臨時理事会にて一部改定)